

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
20	笹川 朝子（7）	<p>1. 加齢性難聴者の補聴器購入の補助制度について</p> <p>高齢者から「人の言っていることがわからないので誤解が生じてしまう。また、テレビを見ていても理解できないので、ついボリュームを上げてしまう」「出かけて行くのがおっくうになってしまう」「つらい」などの声を聞いています。</p> <p>高齢者は、70歳代では男性は23.7%、女性は10.6%、80歳代では男性は36.5%、女性は28.8%の人が難聴者となっていると言われていています。原因は、動脈硬化による血流障害とされていますが、ストレス、睡眠不足、運動不足なども挙げられています。</p> <p>難聴になると家族や友人との会話が少なくなったり、会合や外出の機会が減り、コミュニケーション障害が起こるとされています。</p> <p>厚労省「介護予防マニュアル改訂版（平成24年3月）」でも、高齢者の閉じこもりの要因の1つに聴力の低下を挙げて、対策を求めています。</p> <p>現実には、難聴者の14.4%しか補聴器を所有していないとの統計もあり（日本補聴器工業会調査報告より）、その理由の1つは、補聴器の価格です。補聴器は3万円くらいから30万円以上のももあり、平均価格は15万円と高く手が出せないなどの声が多くあります。補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防については健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。</p> <p>加齢性難聴者の補聴器購入に補助制度の導入を求めて、以下質問いたします。</p> <p>(1) 加齢性難聴についてどのように認識しているか。</p> <p>(2) 高齢者に「難聴と補聴器について」等のアンケートを実施することについて</p> <p>(3) 早期の補聴器使用につなげるために早期発見が重要です。そのために聴覚検査を検診メニューに入れることについて</p> <p>(4) 補聴器購入の補助制度の導入について</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
21	井出 晴美（16）	<p>1. 災害時の備えについて</p> <p>ここ数年、異常気象による大雨への警戒が続く中、先日の台風15号では記録的暴風により93万戸が停電となり、多くの負傷者や熱中症による死亡者が出ております。近年の災害対策では昨年発生した西日本豪雨災害により大勢の犠牲者が出たことを教訓に、住民がみずからの避難行動を事前に決めておく「マイ・タイムライン」が改めて注目されました。</p> <p>政府の中央防災会議によると、昨年7月の西日本豪雨による被害状況は死者・行方不明者が200人を超え、最大約860万人に避難勧告などが出されました。しかし、実際に避難所で確認されたのは約0.5%の4万2000人程度で、逃げる気持ちがあっても、実際の行動に移す難しさが指摘されました。</p> <p>このため、災害時にはみずからの身を守る「自助」が最も重要になることから、住民の避難行動を促すマイ・タイムラインの作成を後押しする自治体がふえており、本市においても、「豪雨災害から命を守るためにマイタイムラインを作成しましょう！」とウェブサイトで紹介されています。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>(1) 本市のマイ・タイムライン作成の推進状況について伺います。</p> <p>次に、「自助」において備蓄品のストックが欠かせないことから、本市の防災マップに備蓄品について示されており、食料品や飲料水の備蓄については徐々に浸透しつつあります。さらに最近では災害時の備えとして、携帯トイレの備蓄の重要性が示されています。名古屋大学などが東日本大震災で被災した29の自治体に調査したところ、仮設トイレが行き渡るまでに4日以上かかった自治体は66%、さらにそのうち1カ月以上かかった自治体は14%に上りました。そのため、家庭での非常用トイレの準備が必要となります。災害時、自宅が無事であっても、水道がとまってしまえば、水を流すことができません。また下水道が破損した場合には、水を流しても排せつ物が流せなくなる場合があります。トイレが不衛生になったり、使うことができず、体調を崩したり、災害関連死につながる可能性もあると言われています。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>(2) 各家庭における災害用トイレの備蓄の重要性に対する啓発状況について伺います。</p> <p>次に、断水時でも粉をお湯で溶かす必要がない乳児用液体ミルクの店頭販売が本年3月から始まりました。液体ミルクは常温保存が可能で持ち運びが簡単な上、粉ミルクのようにお湯で溶かして人肌まで冷やす必要がないため、水道、電気、ガスがとまった非常時でもすぐ使用できる点が特長で開封して哺乳瓶に入れるだけで乳幼児に飲ませることができます。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>(3) 避難所への備蓄品として乳児用液体ミルクの導入が重要</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
21	井出 晴美（16）	<p>とありますが、本市のお考えについて伺います。</p> <p>次に、このたびの台風15号では、長期の停電により犠牲になられた方など多くの被害者を出しました。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>(4) 本市における長期停電対策、避難所の長期停電対策はどのようにお考えか伺います。</p> <p>2. 動物愛護について</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案が本年6月12日参議院本会議において可決、成立しました。動物虐待罪の厳罰化と、犬猫へのマイクロチップ装着の義務化などが盛り込まれ、後を絶たない悪質な動物虐待を防ぐための法改正となりました。具体的には、殺傷に対する罰則の場合、現行の2年以下の懲役、または罰金200万円以下から5年以下の懲役、または罰金500万円以下に引き上げられました。また、虐待・遺棄に対する罰則についても、現行の罰金100万円以下から、懲役1年以下または罰金100万円以下へと強化されました。</p> <p>一方、ブリーダーなど繁殖業者に対しては、ペットに飼い主情報を記録したマイクロチップの装着が義務付けられました。また、犬猫を幼い時期に親から引き離すことで、かみ癖など問題行動を引き起こし、飼い主からの虐待につながることから、一部の規制対象外を除き、生後56日を経過しない犬猫の販売も禁止（56日規制）されました。</p> <p>さらに、動物を適正に養い、育てることを促すため、周辺環境に悪影響を与えている飼い主に対し、都道府県知事が指導や立ち入り検査を行うことができることも明記されました。市と県が連携して取り組むことが重要と考えます。</p> <p>そこでお伺いいたします。</p> <p>(1) 法改正により、虐待罪への罰則も強化され、犬猫の飼い主情報を記録したマイクロチップの埋め込みについても義務化されましたが、本市として今後どのような対応を考えているのか伺います。</p> <p>(2) 法改正により、動物を適正に養い、育てることを促すため、周辺環境に悪影響を与えている飼い主に対し、都道府県知事が指導や立ち入り検査を行うことができることも明記され、今後は市と県の連携強化が重要と考えますが、本市のお考えを伺います。</p> <p>(3) 動物愛護管理法において国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい行事を実施するよう努めることとして、9月20日から26日までの1週間を動物愛護週間と定めていますが、本市における動物愛護週間の取り組みについて伺います。</p> <p>(4) 災害時における、ペットとの同行避難について避難所運営マニュアルへの飼育場所の盛り込み状況について伺います。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
22	萩野 基行（8）	<p>1. 児童生徒の携行品の軽減について</p> <p>児童生徒が毎日学校に通う際、荷物が重すぎて、健康を害するとの声を多く伺います。その日に使う教科書、副教材、熱中症対策等の水筒など10キログラム近くの荷物を小学校低学年の児童が持つていくこともあるようです。</p> <p>小学校では平成23年からの新学習指導要領の全面実施に伴う、学習内容の充実化による教科書の大型化や厚みの増加、副教材の多様化により、荷物が重くなっているのは御承知のとおりです。そこで、平成30年9月に文部科学省が、児童生徒の携行品に係る配慮について全国の教育委員会に通知を出しました。</p> <p>そこで以下お伺いします。</p> <p>(1) 文部科学省からの通知を受けての本市の対応について</p> <p>(2) 各学校での対応状況について</p> <p>(3) 実施をする、また実施している上での問題について</p> <p>(4) 問題があるならば、その対策と今後の取り組みについて</p> <p>2. SNSを活用したいじめ・虐待・自殺相談について</p> <p>平成30年6月定例会にて一般質問させていただきましたが、全国の各自治体にて導入され、成果を上げていることから、再度質問させていただきます。</p> <p>昨今、いじめによる不登校や自殺が後を絶ちません。また虐待問題も社会で大きな問題となっております。大事に至る前に早期発見をし、傷の浅いうちに対応することが相談事業であると考えます。</p> <p>今の子どもたちのメインのコミュニケーション手段はSNSであります。実際に、文部科学省におきましてもそれを認識して、SNSを活用した相談体制の構築事業に取り組んでおります。そこで、本市もSNSの中でも特に使用率の高いLINEを活用した相談窓口を導入する必要性を感じ、以下伺います。</p> <p>(1) 前回の一般質問時、静岡県でのLINE相談窓口開設を注視し、研究していくとの答弁がありましたが、県の取り組みを見ての考察について</p> <p>(2) 今後、導入する考えはあるか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
23	鳥居 育世（1）	<p>1. 投票率向上について</p> <p>今年は選挙の年と言われ、3回の選挙が行われました。4月の統一地方選挙では静岡県富士市県議会議員選挙と富士市議会議員選挙、7月には参議院議員選挙と有権者にとっても今後の政治の流れを決める大事な年となりました。2015年に公職選挙法が改正され、投票できる年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。それから初めての統一地方選挙でもありました。</p> <p>富士市での投票率はどうだったのでしょうか。県議会議員選挙は41.07%、市議会議員選挙は42.56%、参議院議員選挙は44.74%と50%を切る結果となってしまいました。有権者がふえた選挙の開催で投票率が上がるのではないかと期待もありましたが、この結果に私もショックを受けました。</p> <p>全国的に若者の政治離れや、高齢化で有権者が投票に出かけられないなど問題が検討され、各自治体でも投票率の向上に苦慮しているのではないかと思います。富士市でも選挙管理委員会を中心に投票率向上のため、努力されているところではあると思います。</p> <p>今後の投票率向上につながる対策など以下の3点について伺います。</p> <p>(1) 若者の投票率向上のため行っていることはあるのでしょうか。</p> <p>(2) 小学生や中学生、富士市立高校生の主権者教育はどのように進められているのでしょうか。</p> <p>(3) 期日前投票の投票率は伸びていますが、今後、期日前投票の拡充や、高齢化に伴い、行きたくても行けない有権者に対して巡回型移動投票所についての検討はあるのでしょうか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長 選挙管理委員会委員長